

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊久留米駐屯地
第361会計隊久留米派遣隊長 南出 健太郎

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6S6610300010		6SUG1A52002 0001					
品名 または 件名							
2 2 2 号隊舎エレベーター保守							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST				0	9	
納地または工事場所			引 渡 場 所				
久留米駐屯地			久留米駐業				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
営繕班（7 4 2）			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

公告及び入札心得については、第361会計隊久留米派遣隊契約班及び西部方面隊HPに掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年3月16日（月）10時00分 会計隊 入札室（175号隊舎 1F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

（1）入札参加資格者

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 令和07・08・09年度全省庁統一競争参加資格「役務の提供等」のA、B、C、D級の資格を有する者であること。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 入札等参加者心得に定める「暴力団排除に関する契約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

（2）公告の提示場所：陸上自衛隊 西部方面隊ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/wae>）・久留米駐屯地

（3）契約条項及び入札参加者心得を示す場所：陸上自衛隊 久留米駐屯地第361会計隊久留米派遣隊・西部方面隊ホームページ

（4）落札決定方法：総品目総額決定とする。（消費税抜き価格） 当隊所定の予定価格以内の最低額入札者を落札者とする

（5）保証金に関する事項

ア 入札保証金： 免 除

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金： 免 除

ただし、契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 入札の無効

ア 競争参加資格のない者のした入札

イ 電信・電話による入札

ウ 入札金額、入札者名称及び押印が判別し難い入札

エ 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(8) 契約書等作成

ア 落札者は落札決定後、契約書を作成する場合は「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「部分払いに関する特約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(9) その他

ア 入札を代表者以外に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること。

イ 郵便等による入札は、書留等配達証明の残る形式で、入札日前日17時00分までに到着したものを有効とする。郵送後、入札の前日までに契約班まで連絡すること。また、入札金額が同額になる場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施する。郵便による入札参加者がいる場合の再度入札日時については、別途連絡する。

ウ 入札実施後、再度入札を実施する場合の日時については、別途連絡する。

エ 「入札等参加者心得」を承知の上参加すること。

オ 資格審査結果通知書の写しを入札前までに提出すること。

カ 仕様書については入札の前日までに受領すること。

キ 入札に参加する場合は、入札の前日までに契約班まで連絡すること。

ク 最低価格の入札金額が、契約担当官等が定める調査基準額に該当する場合は、入札価格の内訳書等といった積算資料を提出していただくよう依頼する可能性があります。

ケ 積算資料等の提出に応じていただけない場合又は不十分な場合は、その旨説明を求める可能性があります。

コ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合は「契約内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としめない可能性があります。

(10) 問い合わせ先

〒839-0863 福岡県久留米市国分町100 陸上自衛隊久留米駐屯地

TEL 0942-43-5391

FAX 0942-43-5391

入札に関する事項：第361会計隊久留米派遣隊 契約班 担当 大屋 内線 347

仕様書に関する事項：久留米駐屯地業務隊 管理科 担当 山光 内線 742

品 目 等 内 訳 書

契約実施計画番号		6S6610300010												
NO	調達要求番号		物品番号				単 位	数 量	単 価	金 額	銘 柄	納 地	指定	
											使用期限等	引 渡 場 所		
	品 名										部品番号 または 規格		搬 入 場 所	検 査
	使用器材名						仕様書番号				グループ	納 期	包 装	
1	6SUG1A52002	0001					ST	1.00				久留米駐屯地	0	
	2 2 2 号隊舎エレベーター保守											久留米駐業		
	仕様書のとおり											営繕班（7 4 2）	9	
												令和8年4月1日～令和9年3月31日		
					- 以 下 余 白 -									

仕 様 書			
件 名	222号建物エレベーター保守	作成年月日	令和8年 2月 13日
		作成者所属	久留米駐屯地業務隊 管理科
		階級氏名	防衛技官 山光 拓郎

1 実施場所
福岡県久留米市国分町100番地 陸上自衛隊久留米駐屯地

2 保守期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日

3 概 要
フルメンテナンス契約によるエレベーターの保守

4 型式・数量・点検回数

品名・型式等	設置年月	数量	点検回数
中央エレベーター工業（ロープ式） (P-9-2C0-90-8T) 群管理方式 付加仕様含む	平成15年5月	3台	1回/月 計12回/年

5 一般事項

- (1) 本件は本仕様書によるほか、関係各法規および関係諸規定に基づき実施する。
- (2) 本作業は、他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一損傷を与えた場合は、請負者の責任において速やかに原状復旧する。
- (3) 本作業に際し疑義が生じた場合は、担当係官と協議のうえ、その指示に従い実施する。

6 特記事項

- (1) 本作業は、別紙「エレベーター保守点検項目表」により実施し、点検項目の点検周期についてはメーカーに確認のうえ、その周期に従い点検する。
- (2) 本作業にあたっての部品及び消耗品等の取替・修理作業は、請負者の負担とする。
ただし、以下の事項については対象から除外する。
ア 意匠部品（昇降かご、かご床タイル、かご戸、敷居、乗場戸、三方枠等）の塗装、メッキ直し、修理、部品取替、清掃
イ 巻上機、電動機等の機器の一式取替
ウ 建築関係工事
エ 諸法規の改正、官公庁の命令または指導による設備改修、新規付属物追加に関する工事
オ 契約者または第三者の不注意、不適当な使用・管理により発生する修理及び取替工事
カ 天災、人災等の事故により発生する修理及び取替工事
- (3) 本作業終了後、動作及び機能確認を行い、正常に作動することを確認した後、点検内容に準じた作業報告書を1部係官に提出する。
- (4) 遠隔監視装置の監視結果について、翌月初めに速やかに報告書を提出する。
- (5) 緊急時及び故障の場合は、速やかに技術員を派遣し必要な対処を行い、その状況、状態等について係官に報告する。
- (6) 何らかの原因で停止したエレベーターの復旧については、請負者の負担で実施する。
ただし、別途部品交換等の修理を要する場合は、係官と協議のうえ行う。

エレベーター保守点検項目表（２２２号建物）

区分	点検項目
機械室	室内環境（通路、照明、換気、整備）
	マシン、モーター
	ブレーキ
	調速機（非常止め、その他安全装置）
	受電、制御盤（ヒューズ、接点、リレー、コイル）
	綱車の溝（損耗、スリップ）
	主ロープの損耗（径、素線）
	バッテリー電圧チェック
	シーケンサーC、P、Uの異常チェック
かご上	運行状態
	ドアの作動
	ドアマシン、ドアセクター、ドアハンガー
	ゲートSW及びセフティシュー
	ガイドシュー、ガイドローラー
	近接スイッチおよびかご上安全スイッチ
かご	操作盤、カーポジション
	かご戸、敷居、光電管スイッチ
	かご室、意匠、照明、停電灯
	外部への連絡装置、インターフォン
	給油器
乗場	かご着床状態
	乗場ドア開閉状態
	乗場ボタン、表示灯
	非常解錠装置
	乗場の戸、敷居、光電管スイッチ
塔内	ロープテンション及びシンプルロッド
	上部及び下部リミットスイッチ
	塔内配線、配管
	非常止め装置（ガバナーロープおよびキャッチ）
	カーフレーム、ボルトの締付状態
	レール及びブラケットの取付
	各階ドアSWドアロックの作動
	移動ケーブルおよび取付部
	カウンターウエートとクリアランス
	緩衝器およびバッファーチャンネル取付部
	かご、カウンターウエートの吊車
	昇降路ピット内環境（漏水等）
	地震時管制運転装置
付加仕様	火災時管制運転装置
	停電時自動着床装置
	遠隔監視装置